

報 道 資 料

平成26年7月28日
総務部 総務課
県政情報係 新谷、松石
直通 0742-27-8348
庁内内線 2388、2344

奈良県情報公開審査会の第158号答申について

行政文書の不開示決定に対する異議申立てについての諮問第186号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申 日：平成26年 7月25日
- ◎ 実 施 機 関：総務部 知事公室 安全・安心まちづくり推進課
- ◎ 対 象 行 政 文 書：道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第26条の3の2第3項第5号に関する奈良県警察との協議記録
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示決定（不存在）
 - 不 開 示 理 由：当該文書を作成又は取得していないため
- ◎ 審 査 会 の 結 論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判 断 理 由：

1 行政文書の不存在について

異議申立人が、「道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第26条の3の2第3項第5号に関する奈良県警察との協議記録」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）第26条の3の2第3項第5号は、幼児用補助装置の使用義務について、授乳、おむつの交換等幼児用補助装置を使用させたまま幼児に日常生活上の世話をを行うことができない場合、運転者以外の者がその世話をを行っているときは、当該使用義務が免除されることを定めたものである。

実施機関においては、交通安全対策に関する事業を実施しており、当該事業を担当する部署（以下「交通安全担当課」という。平成21年4月1日からは総務部知事公室安全・安心まちづくり推進課が該当し、それ以前の文書を引き継ぐ。）において所管している。

実施機関の説明によると、交通安全対策に係る事項について、奈良県警察が実施機関に協議等を行う場合には交通安全担当課が窓口となるため、当該協議等の有無については交通安全担当課において把握しているとのことである。

そこで、当審査会は、交通安全担当課において本件開示請求に係る行政文書を保有していないかどうかについて実施機関に説明を求めたところ、同課の執務室及び書庫を探索したが当該行政文書は発見できなかったとのことである。

なお、奈良県においては、交通安全対策基本法及び奈良県交通安全対策会議条例（昭和45年12月奈良県条例第24号）に基づき奈良県交通安全対策会議が設置されており、同会議において策定された奈良県交通安全計画には、幼児用補助装置の使用を啓発する旨の記述がある。そこで、同会議の資料、議事録等に、異議申立人の求める協議に係る記述がないかどうかを確認するため、同会議の庶務を処理する実施機関に対し、当該記述の有無について説明を求めたところ、道路交通法及び施行令に幼児用補助装置の使用義務に係る規定が制定された後に策定された奈良県交通安全計画に係る同会議の資料、議事録等を含む一件書類に、該当する記述はないとのことであった。

ところで、異議申立人は、奈良県警察が施行令第26条の3の2第3項第5号に規定する「日常生活上の世話」に関して子育て支援を担当する部署と協議を行って然るべきであると主張している。そこで、当審査会は、実施機関において子育て支援に関する事業を担当する部署（以下「子育て支援担当課」という。平成23年4月1日からは健康福祉部子ども・女性局子育て支援課が該当し、それ以前の文書を引き継ぐ。）において本件開示請求に係る行政文書を保有していないかどうかについて実施機関に説明を求めたところ、同課の執務室及び書庫を探索したが当該行政文書は発見できなかったとのことである。

また、道路交通法及び施行令に幼児用補助装置の使用義務に係る規定が定められたのは、平成11年であることから、仮に、その当時に施行令第26条の3の2第3項第5号について奈良県警察と協議が行われ、実施機関が本件開示請求に係る行政文書を作成又は取得していたとしても、本件開示請求時点において既に保存期間の満了により既に廃棄されていることも考えられる。しかし、この点について、実施機関は、道路交通法及び施行令の解釈運用については、国が統一的な考え方を示すものであることから、実施機関が奈良県警察から協議を受ける性格のものではなく、当該文書を作成又は取得することは通常想定されない、と説明している。

以上のことから、本件開示請求に係る文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不

自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書の中で、「奈良県知事は、主管課を交通安全の普及・啓発を担当する部署から子育て支援を担当する部署に変更し、当該協議記録を開示すべきである。」と主張している。

当審査会が、本件決定に係る行政文書不開示決定通知書を見分したところ、「担当する課又は出先機関の名称等」欄に交通安全担当課の名称が記載されている。しかし、開示決定等の主体は「奈良県知事」であり、本件決定は、交通安全担当課及び子育て支援担当課のみならず実施機関における全ての所属において保有する文書について判断されたものであると認められる。したがって、異議申立人の主張は採用できない。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成24年	8月12日		
② 決定	平成24年	8月24日	付けで不開示決定	
③ 異議申立て	平成24年	9月5日		
④ 諮問	平成24年	9月12日		
⑤ 経過	平成26年	6月10日	第174回審査会	審議
	平成26年	7月9日	第175回審査会	審議